



2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 アンジェス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山 田 英
(コード：4563 東証グロース)
問合せ先 経営企画部長 布施 英一
<https://www.anges.co.jp/contact/>

**第三者割当による第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 48 回新株予約権及び
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026 年 8 月 14 日開催の当社取締役会において決議した、第三者割当により発行される第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第 47 回新株予約権」といいます。）及び第 48 回新株予約権（以下「第 48 回新株予約権」といいます）、第 47 回新株予約権及び第 48 回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）並びに第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます、本新株予約権及び本新株予約権付社債を総称して「本新規発行証券」といいます。）の発行に関して、本日、払込が完了したことを確認いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2026 年 8 月 14 日公表の「第 46 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却、無担保私募債ファシリティー（リボルビング型）総額引受契約の終了、第 2 回無担保社債（私募債）の償還、第三者割当による第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 48 回新株予約権及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びにグロースパートナーズ株式会社との事業提携契約の締結に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 25 日公表の「（訂正）第 46 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却、無担保私募債ファシリティー（リボルビング型）総額引受契約の終了、第 2 回無担保社債（私募債）の償還、第三者割当による第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 48 回新株予約権及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びにグロースパートナーズ株式会社との事業提携契約の締結に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 第 47 回新株予約権の概要

① 割 当 日	2026 年 8 月 31 日
② 新株予約権の総数	796,337 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
③ 発 行 価 額	総額 18,315,751 円（新株予約権 1 個につき 23 円）
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	79,633,700 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は 25.0 円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤ 調 達 資 金 の 額	総額 4,000,000,751 円（差引手取概算額 3,843,279,281 円）（注）
⑥ 行 使 価 額	当初行使価額は 50.0 円とします。 行使価額は、2026 年 9 月 1 日以降、第 47 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「第 47 回新株予約権修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値。）の 90%に相当する金額（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第 47 回新株予約権修正日価額」という。）が、

	当該第 47 回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第 47 回新株予約権修正日以降、第 47 回新株予約権修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を、以下「修正後行使価額」といいます。）。 但し、修正後行使価額が下限行使価額である 25.0 円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
⑦ 募集又は割当て方法 （ 割 当 先 ）	GP ファンドに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
⑧ 本新株予約権の 行 使 期 間	2026 年 9 月 1 日から 2031 年 8 月 31 日までの期間
⑨ 譲 渡 制 限 及 び 行使数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新規発行証券に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において、第 47 回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。 当社は所定の適用除外の場合を除き、第 47 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026 年 8 月 31 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る第 47 回新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。 割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。 また、割当先は、第 47 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当先は、第 47 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
⑩ そ の 他	当社は、本引受契約において、以下の内容等について合意しております。 当社が、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第 47 回新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本引受契約において、第 47 回新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 また、同契約において、当社は、引受人が本証券を保有している間、以下の事項を遵守する旨を誓約しております。 ①割当先の事前の書面による承諾（但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとします。）を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと（但し、(1) 本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2) 当社又は当社の子会社の

	取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、当社が戦略的提携先（当社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者（これらの関係会社を含みます。）を含みません。）に対して株式等を割り当てる場合（但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限ります。）を除きます。） ②第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社グループの役職員及び従業員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする ③一定の例外を除き、割当先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、当社による株式等の発行若しくは処分について承諾権若しくは同意権を付与し、又は株式等の引受け若しくは取得に関する優先交渉権、優先引受権、先買権その他上記①及び②に定める割当先の権利と同等若しくはこれを上回る権利（以下「競合権利」といいます。）を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと
--	---

2. 第48回新株予約権の概要

① 割 当 日	2026年8月31日
② 新株予約権の総数	573,658個（新株予約権1個につき100株）
③ 発 行 価 額	総額4,589,264円（新株予約権1個につき8円）
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	57,365,800株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、行使価額の修正は行われません。
⑤ 調 達 資 金 の 額	総額2,500,001,564円（差引手取概算額2,352,852,464円）（注）
⑥ 行 使 価 額	1株当たり43.5円
⑦ 募集又は割当て方法 （ 割 当 先 ）	GPファンドに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
⑧ 本新株予約権の 行 使 期 間	2026年9月1日から2031年8月31日までの期間
⑨ 譲 渡 制 限	第48回新株予約権を譲渡する場合には、当社の事前の書面による承諾を要

	します。
⑩ そ の 他	当社は、本引受契約において、以下の内容等について合意しております。 本引受契約において、第 48 回新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 また、同契約において、当社は、引受人が本証券を保有している間、以下の事項を遵守する旨を誓約しております。 ①割当先の事前の書面による承諾（但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとします。）を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと（但し、(1)本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2)当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、当社が戦略的提携先（当社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者（これらの関係会社を含みます。）を含みません。）に対して株式等を割り当てる場合（但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限ります。）を除きます。） ②第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社グループの役職員及び従業員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする ③一定の例外を除き、割当先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、競合権利を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと

3. 本新株予約権付社債の概要

① 社 債 の 名 称	アンジェス株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債
② 払 込 期 日	2026 年 8 月 31 日
③ 新株予約権の総数	40 個
④ 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 2,000,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
⑤ 当該発行による	45,977,011 株

潜在株式数	本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われません。
⑥ 調達資金の額	総額 2,000,000,000 円
⑦ 行使価額又は 転換価額	1株当たり 43.5 円
募集又は割当て方 ⑧ 法 (割当先)	GP ファンドに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
⑨ 利率及び償還期日	利率：年率 0.75% 償還期日：2031 年 8 月 31 日
⑩ 償還価額	額面 100 円につき金 100 円
⑪ 転換期間	2026 年 9 月 1 日から 2031 年 8 月 31 日までの期間
⑫ 償還請求条項	払込期日から 4 年を経過した日以降、社債権者は、当社に対して本新株予約権付社債の一部又は全部を額面金額の 100% で償還するよう請求することができます。
⑬ 譲渡制限	本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社の事前の書面による承諾を要します。
⑭ その他	当社は、本引受契約において、以下の内容等について合意しております。 本引受契約において、本新株予約権付社債の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 また、同契約において、当社は、引受人が本証券を保有している間、以下の事項を遵守する旨を誓約しております。 ①割当先の事前の書面による承諾（但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとします。）を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと（但し、(1)本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2)当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、当社が戦略的提携先（当社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者（これらの関係会社を含みます。）を含みません。）に対して株式等を割り当てる場合（但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限り、）を除きます。） ②第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社グループの役職員及び従業員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向

	の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする ③一定の例外を除き、割当先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、競合権利を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと
--	---

以 上